

# アセックの料金割引制度のご案内

## 新規割引 【適用期間：平成 29 年 11 月 27 日～令和 6 年 3 月 31 日】

- ・ 割引対象品目  
産業廃棄物（鉱さいを除く。）及び一般廃棄物
- ・ 割引の内容  
当財団（衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場）に新たに廃棄物を搬入する事業場の初年度の搬入量の全量に、新規割引単価（通常単価の 10%割引相当）を適用します。

## 鉱さい割引 【適用期間：平成 24 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日】

- ・ 割引対象品目  
鉱さい
- ・ 割引の内容  
鉱さいの搬入量の全量<sup>※1</sup>に、鉱さい割引単価（9,800 円／トン）を適用します。

※1 基点量超過割引に係る基点量を超える部分には、基点量超過割引単価が適用されます。

## 継続割引 【適用期間：平成 28 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日】

- ・ 割引対象品目  
産業廃棄物（鉱さいを除く。）及び一般廃棄物
- ・ 割引の内容  
廃棄物の年間搬入量のうち規定量（前年度の搬入量の 80%の量）を超える部分<sup>※1</sup>に、継続割引単価（継続年数<sup>※2</sup>に応じ、通常単価の 15%～30%割引相当）を適用します。

※1 基点量超過割引に係る基点量を超える部分には、基点量超過割引単価が適用されます。

※2 継続年数とは、継続して搬入実績のある年度（割引を適用しようとする年度を含む。）の数をいいます。ただし、廃棄物の年間搬入量が規定量に満たない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）、継続年数は途切れます。

継続年数	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目以降
割引率	15%	20%	25%	30%

## 基点量超過割引 【適用期間：平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日】

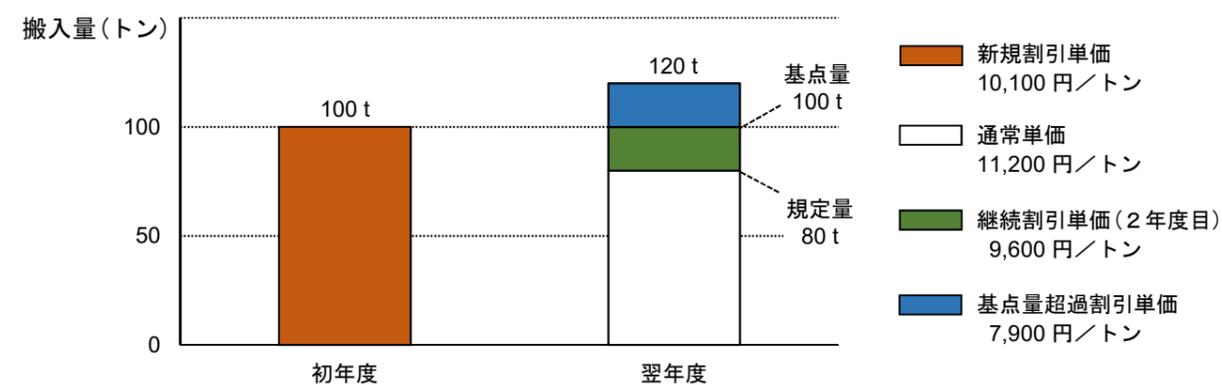
- ・ 割引対象品目  
産業廃棄物及び一般廃棄物
- ・ 割引の内容  
廃棄物の年間搬入量のうち基点量（平成 29 年度の搬入量<sup>※3</sup>）を超える部分に、全ての割引単価のうち最も安価な基点量超過割引単価を適用します。

※3 平成 29 年度に搬入がない場合は、初年度の搬入量とします。

### 【割引の適用例】

- ・ がれき類の場合（初年度：新規割引 翌年度：継続割引＋基点量超過割引）

搬入 2 年度目以降は、搬入量に応じ、継続割引と基点量超過割引が適用されます。



- ・ 鉱さいの場合（初年度：鉱さい割引 翌年度：鉱さい割引＋基点量超過割引）

搬入 2 年度目以降は、搬入量に応じ、鉱さい割引に加えて基点量超過割引が適用されます。

